

本訴事件 平成26年(ワ)第29256号損害賠償請求事件

反訴原告(本訴被告) 松崎 参

反訴被告(本訴原告) 阿部 宣 男

反 訴 状

2015年 9 月 9 日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

(送達場所)

東京都豊島区西池袋1-17-10エキニア池袋6階

城北法律事務所 TEL03-3988-4866

FAX 03-3986-9018

反訴原告(本訴被告)訴訟代理人

弁 護 士 阿 部 哲 二

弁 護 士 平 松 真 二 郎

弁 護 士 湯 山 花 苗



損害賠償反訴請求事件

訴訟物の価額 550万円

貼用印紙額 3万2000円

第1, 反訴請求の趣旨

- 1, 反訴被告は反訴原告に対し, 金550万円及び平成27年3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2, 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

3, 仮執行宣言。

第2, 反訴請求の原因

1, 当事者

(1) 反訴原告は、現在4期目をつとめる板橋区議会議員であり、会派としては日本共産党板橋区議会議員団に所属している。

(2) 反訴被告は、昭和55年4月1日に採用され平成26年3月28日に懲戒免職処分を受けるまで板橋区職員の地位にあった者である。

2, ホタル飼育からホタル館閉鎖まで

(1) ホタルの飼育

板橋区は1989年(平成元年)、当時の温室植物園の一画を利用してホタルの孵化と飼育の事業を始めた。その後、1994年(平成5年)に板橋区高島平2丁目に「ホタル飼育施設」を開設、その後、これを「ホタル生態環境館」(以下、ホタル館と略す)と名称を改めた。飼育事業の開始から2014年1月までの25年間、飼育担当職員であったのが反訴被告である。

ホタル館は毎年夏の夜間特別公開に多数の来場者が訪れるなど、区民の人気の高い施設であった。なかでも地元高島平の住民にとっては「ホタルの棲むまち」として地域のシンボリック的存在であり、誇りと愛着の対象になっていた。

一方で、ホタル館の運営と維持には年間で約3700万円の公費を必要とし、25年間では総額10億円の税金を費やしてきたことから「税金のつかいみちとして他に優先すべきことがあるのではないか」など、批判的意見も少なくなかった。

反訴原告の所属する日本共産党板橋区議会議員団では、①自然環境の浄化と保全にホタル飼育技術が有効であることが期待されること、②区民の環境教育に役立つこと、③地域コミュニティの活性化にも寄与していることなど

を理由に、従来からホタル館の存続・充実を議会内に主張してきた。

2011年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故以降は、ホタル館のゲンジボタルが原発の立地する大熊町由来のものとされてきたことから、「ホタルを通じて原発事故被害者への支援をすべき」との本会議一般質問を行い、区長への予算要望書の「重点項目」の一つに「ホタル館の存続」を挙げるなど、ホタル館の存続は日本共産党の公約の一つでもあった。

しかしその後、ホタル館の実態に関する数々の疑惑が浮上するなかで、「ホタル館の存続」から、「疑惑の解明なしに、ホタル館の存続を論ずるべきではない」との態度表明に転換せざるを得なくなった。

(2) 2014年1月27日の調査

①反訴原告及び日本共産党区議団のホタル館に対する認識を一変させるきっかけとなったのは、1月27日に板橋区資源環境部環境課によって行われたホタル館での生息数調査であった。

この調査が反訴被告への事前通告なしに行われたことなどから、当初、反訴原告は、区の調査は、ホタル館を廃館する口実をつくるために実施されたものではないかと考えたが、区の説明を詳しく聞くなかで、その考えは打ち消された。

②これまでホタル館で飼育されているホタルの数は、ゲンジボタル、ヘイケボタルあわせて約2万匹前後と、反訴被告によって報告されていたが、この区の調査では、実際に発見されたホタルの幼虫は2匹だけで、未発見のホタルを推計しても23匹にしかならないとの結果で、「廃館の口実」にするにも、あまりにも少なすぎる数だったからである。

反訴被告は、調査でホタルが発見できなかったのは区のずさんな調査方法によってホタルの幼虫が死んで流されたためだという趣旨の主張を繰り返しているが、その主張を受け入れることはできなかった。数万匹の幼虫が死んだはずなのに一匹の死骸も見つからないからである。

そこから「ホタル館で実際には、ホタル飼育が行われていなかったのではないか？」という疑問が生じた。その疑問は、毎年多くの区民がホタル館でのホタルの群れを実際に鑑賞している事実と矛盾している。しかし、調査後の区議会区民環境委員会で資源課長が「他所からホタルを持ち込んだとの証言がある」と答弁したことから、疑問はさらに深まっていった。

(3) クロマルハナバチの販売

区民環境委員会では、「ホタル持ち込み」証言のほかに、ホタル館で飼育されていたクロマルハナバチが収益を得る目的で石川県能都町に売却されていた事実も明らかにされた。

ホタル館でのクロマルハナバチの飼育については、2010年10月29日の決算調査特別委員会で当時の環境部長が「クロマルハナバチがつくる土が、蛍のさなぎが潜る土の抗菌化のために必要」などと説明していた。反訴原告はその説明を信じていたので、クロマルハナバチが収益目的であったことを知り、たいへん驚き、また「騙された」との思いをつよく持った。

(4) 反訴被告の懲戒処職処分

2014年3月28日、板橋区は反訴原告を懲戒免職処分とした。処分理由は下記のとおりである。

ア 処分理由1

反訴被告は、ホタル館における在来種クロマルハナバチに関する業務提携について、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、平成21年7月1日付で「板橋区ホタル飼育施設 阿部宣男」として、イノリー企画との間で「業務提携契約書」を締結した。

その後平成23年4月1日付で「板橋区ホタル生態環境館館長 阿部宣男」として、イノリー企画及び財団法人能登町ふれあい公社とのあいだで、ハチの「売買契約書及び秘密保守契約書」を締結した。

また、同施設がイノリー企画の実質的な所在地となっており、取引相手か

ら送付先となっている事実を知らず、同施設においてイノリ一企画関係者のハチ飼育を認めるなどの便宜を図り、区の本来業務ではない提携契約及び売買契約等に関するハチの生態確認作業を行った。

イ 処分理由2

反訴被告は、平成24年2月1日から平成24年3月21日に静岡県小山町で施工された「平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託」において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に利益をもたらした。

また、同事業者から静岡県小山町長宛に提出された「業務代理人等通知書」には、同事業者の主任技術者と記載されて同水路整備委託に携わっていた。

さらには、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、「板橋区ホタル生態環境館 阿部宣男」として、平成24年5月10日付文書で静岡県小山町宛に「ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕」を提出し、区の歳入するべき特別実施料金を免除する旨約束した。

ウ 処分理由3

反訴被告は、平成25年6月7日午前中に、区の本来業務ではない鶴岡八幡宮から送られてきたホタルの仕分け作業を同僚の再雇用職員等に指示し行わせた。

エ 処分理由4

反訴被告は、ホタル生態環境館施設における平成25年12月6日深夜の施錠、翌7日早朝の解錠、平成26年1月17日深夜の施錠、翌18日早朝の解錠について、上司に無断で、区職員以外の第三者に鍵を渡し、同施設の施錠・解錠を依頼していた。同様の行為を8年程前から年数回行っており、その際の実績簿については、自身が施錠・解錠を行ったように装い虚偽報告を行った。

また、環境課から同施設の取締簿を提出するように要求されていたが、平成25年11月以降の取締簿を提出しなかった。

- (5) 板橋区は、ホテル館を所管する資源環境部環境課において調査を進め、2015（平成27）年1月20日、区議会区民環境委員会に、「板橋区生態環境館のホテル生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について」と題する報告書を提出した（乙2号証）。

その報告によれば、2013（平成25）年度の夏には約20,000匹のホテル（成虫）が飼育されていたと報告されているが、「平成25年度のホテル飼育環境に特段の変化がない中で、平成26年度の夏、わずか1.1%の211匹しか確認できなかったことは、当該施設で約20,000匹のホテルが飼育されていなかったと考えざるを得ない」（乙第2号証12ページ）とし、さらにホテル館への外部からホテル（成虫）を持ち込んでいた事実が明らかにされている。

さらにホテルの塩基配列解析(DNA)調査を行い、反訴被告が主張する25世代の累代飼育の事実がなかったことが明らかにされている。調査結果によれば、「ゲンジボタルは平成元年に福島県大熊町から卵を約300個譲り受け、25世代にわたり交配を繰り返してきたとされている。これが事実であるとすれば、すべての検体はグループ1（引用者注：ゲンジボタルの遺伝子型の分類 北海道から東北に分布するグループ）に属することになり、成虫生体の取引が盛んにおこなわれているといわれる西日本系のグループIVやその他のグループは検出されないはずである」（乙第2号証22ページ）にもかかわらず、ホテル館から採取した検体からは「グループIに属する遺伝子を持つ固体は見つからなかった」（乙第2号証27ページ）ところである。これらの検査結果から「ホテル生態環境館において平成26年に羽化または発見されたゲンジボタルのDNA調査では、福島県大熊町のホテルでなく、西日本地方のDNAを持ったゲンジボタルであることが明らかになった。こ

れは、西日本地方の DNA を持ったホタルが人為的に移動されていた可能性が高いということを示しており、元飼育担当職員が述べていた累代飼育がなされていたなら、西日本地方の DNA が存在するというのは不自然である。」

(乙2号証27ページ)として「ホタル生態環境館のホタルは、外部から人為的移動により持ち込まれ、累代飼育も行われていなかったものと考えられる。このことは、累代に及び板橋育ちのホタルが現時点において存在していないことを意味するものである。」(乙第2号証27ページ)と結論付けた。

(6) ホタル館の閉館

以上のような流れの中で、板橋区はホタル館を平成27年3月末をもって閉館した。

3. 日経ビジネス ONLINE の記事と反訴被告の名誉毀損行為

(1) 日経ビジネス ONLINE は、株式会社日経 BP が発信するオンラインニュースである。

日経BP社は日本経済新聞社の子会社で、日経ビジネス ONLINE の記事の取材執筆は、日本経済新聞社の電子編集部記者が担当している。

(2) 訴外吉野次郎(以下、訴外吉野という)は日経新聞電子編集部記者である。

(3) 訴外吉野は、2015年2月6日反訴被告に取材し、同年3月25日に日経ビジネス ONLINE ニュースに、

「ホタルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃!」との題名で、

「自分は利権政治の犠牲者だ」などと小見出しをつけた別紙記載の記事を発信した。

① この記事は、3月末に板橋区立「ホタル生態環境館」が閉鎖すること、今年1月板橋区は「累代飼育はされておらず外部から成虫を持ち込んでいた」とする報告書を公表したことを述べた上で、真実を知る施設の元館長A氏が取材に応じたとして、その内容を報じている。

② A氏は取材に応じて、次のように述べた。

「・・・大熊町の被災者は板橋区のホテルを『希望の光』と思ってくれていた。それがホテル生態館の跡地利用に絡む利権政治によって、失われてしまった。」

「ホテル生態環境館を取り毀し、跡地に介護老人ホームの建設を目論む会社が板橋区内にある。その会社社長が、区議会議員 K のスポンサーで、その K 議員の手下に M 議員がいる。そして、M 議員が所属する政党の系列の病院が介護老人ホームを運営したがつている。跡地に絡む利権を獲得したい K 議員と M 議員が、私を悪者に仕立て上げて、ホテル生態環境館を廃止に追い込もうと動いた」「・・・また M 議員を名誉毀損で訴えた。私を陥れた人たちをやっつけるまで、私はへこたれませんよ」

- ③ ここで A 氏が反訴被告であることは、板橋区から昨年 3 月に懲戒免職処分を受けた元館長等との内容からも明らかであった。

そして、反訴被告が語る M 議員が名誉毀損で訴えた相手として特定されていることから M を頭文字とする反訴原告であることは容易に分かることであった。

- ④ この記事となった反訴被告の発言は、ホテル館の閉鎖が跡地利用の利権を獲得したい K 議員と手下の反訴原告が反訴被告を悪者に仕立てて廃館に追い込もうと動いた、等と全くの虚偽の事実を述べて反訴原告の名誉を著しく毀損する許しがたいものとなっていた。

反訴被告が日経ビジネスの記者の取材に応じて、このような発言をされたのですから、不特定多数の人にその発言が記事となって伝わることを当然認識認容してなされたもので悪質性は極めて高いと言わざるを得ない。

日経ビジネスの 2015 年 3 月 25 日付の記事は、現在でもインターネットで容易に閲覧可能となっている。

反訴原告は、板橋区議会議員の職にあり、利権政治の排除を大きな使命として政治活動に取り組んできている。

その反訴原告に対し、利権を獲得したいから反訴被告を悪者に仕立ててホテル館廃止に動いた等とする発言は、極めて重大で悪質な名誉毀損行為である。

4. 損害とまとめ

(1) 以上のとおりの反訴被告の名誉毀損行為により反訴原告の社会的信用は大きく傷つけられた。

利権政治の排除を大きな政治的課題として取り組んできた反訴原告が、利権で動いて反訴被告を悪者に仕立て上げホテル生態環境館を廃止に追い込もうと動いた等というのは全く事実無根の発言で到底許せるものではない。

反訴原告の慰籍料は金500万円を下らず、金500万円を請求する弁護士費用は金50万円を下らない。

(2) よって、反訴原告は反訴被告に対し、金550万円と本件記事が公表され反訴原告が被害を受けた平成27年3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

以 上

(別紙 2015年3月25日日経ビジネス ONLINE 記事)

ホタルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！

2015年3月25日(水) 吉野次郎

3月末に東京都板橋区にある板橋区立「ホタル生態環境館」が閉館する。1989年から累代飼育しているホタルが生息しており、毎年2万匹が成虫になるとされてきたが、今年1月に板橋区は、「累代飼育はされておらず、外部から成虫を持ち込んでいた」とする報告書を公表した。

真実を知るのは、昨年3月に区から懲戒免職処分を受けた、施設の元館長A氏だ、A氏は区の職員ながら、「ホタル飼育の第一人者」として、たびたびテレビや新聞で取り上げられていた。そのA氏が取材に応じた。

本当に累代飼育していたのか、まずは単刀直入に聞いてみた。

「自分は利権政治の犠牲者だ」

「私は間違いなく、24代にわたって毎年ホタルを世代交代させてきた。そのルーツは、私の母の故郷である福島県大熊町などのホタルだ。大熊町は福島第1原子力発電所のある町で、東日本大震災での事故以降、立ち入り禁止となっている。大熊町の被災者は、板橋区のホタルを『希望の光』と思ってくれていた。それがホタル生態環境館の跡地利用に絡む、利権政治によって失われてしまった」

一体、どのような利権が絡んでいたというのか。

「ホタル生態環境館を取り壊し、跡地に介護老人ホームの建設を目論む会社が板橋区内にある。その会社社長が、区議会議員Kのスポンサーで、そのK議員の手下にM議員がいる。そしてM議員が所属する政党の系列の病院が、介護老人ホームを運営したがついてくる。跡地に絡む利権を獲得したいK議員とM議員が私を悪者に仕

立て上げて、ホタル生態環境館を廃止に追い込もうと、動いた」

にわかに信じがたい説明は、さらに続く。

「7万匹の幼虫が意図的に殺された」

「まず2012年にホタル生態環境館を管轄する区役所の部署の要職に、私の天敵を配して、施設のスタッフや、飼育を委託している会社社長らを尋問して回った。さらに昨年1月に施設にやってきて、生息数の調査に踏み切った。その時期、施設ではホタルの幼虫を人工のせせらぎで育てている。せせらぎには、7万～9万匹の幼虫がいたはずだ。そのうち2万匹が夏に成虫になるはずだった。

しかし、生息数を調べた人たちは、サンプル調査と称して、せせらぎに7～9万匹いた幼虫をほとんど流して、殺してしまった。そして『幼虫は2匹しか見つからなかった。またせせらぎにいた餌のカワニナの数などから類推すると、幼虫は23匹しか生息していない』と結論付けた。幼虫を意図的に流して、見つからないようにしたに違いない。

DNA 鑑定にも大反論

しかし、板橋区の報告書では、「花」の品目でたびたび施設に送られてきていた小包の中に、ホタルの成虫が入っていて、施設の一般公開に合わせて放し飼いにしたとしている。さらに施設に残っていたホタルを調べてDNA（遺伝子）鑑定したところ、大熊町のホタルではなく、西日本地域のDNAを持ったホタルだったと結論付けた。累代飼育などせずに、成虫の売買が盛んな西日本のホタルを購入したというわけだ。

この点についてはどう弁明するのだろうか。

「小包の中には、成虫ではなく、メスの産卵場所となる『ハナゴケ』が入っていただけだ。またそもそもホタルのDNAは十分に解析されておらず、どのようなDNAがどの地域に固有のものかは、まだ分かっていない。鑑定した研究者は、DNAの一

部だけを見せられて、西日本地域のホタルだと証言したが、別の地域のホタルだった可能性もある。でもウソも100回言えば真実になるという具合に、私を悪人に仕立てようとする人たちが、施設を閉鎖に追い込むストーリーを作り上げて、実現させてしまった」

A氏は館長の立場を追われ、施設も3月末に閉鎖する。これからはどうするつもりなのか、聞いてみた。

「私は区から懲戒免職処分を受けたが、処分の取り消しなどを求める訴えを起こし、現在、裁判で争っている。また、M議員を名誉毀損で訴えた。私を陥れた人たちをやっつけるまで、私はへこたれませんよ」

板橋区の担当者、「荒唐無稽」と一蹴

そう息巻くA氏と別れて、次に板橋区役所に向かった。ホタル生態環境館を所管する板橋区の井上正三・環境課長が取材に応じた。

「私が着任した2013年に施設を見学した時、『あれ、ホタルが少ない。A氏は毎年2万匹を成虫に育てていると言ってきたが、本当だろうか』と思った」

井上氏が課長に就任する直前に板橋区は、行財政改革の一環で、建物の老朽化などを理由に、「廃止も含めてホタル生態環境館のあり方を検討する」との方針を打ち出していた。廃止するにしても、現存するホタルをどこかに引き取ってもらわねばならない。引き取り手を探すに当たって生息数を調査する過程で、実際にはホタルがほとんど存在しないことが明るみになったという。井上課長が当初抱いた印象は、正しかったことになる。

さらに板橋区は、施設の前職員から、「ホタルを外部から小包で持ち込んでいた」という証言も得た。

生息数の調査の際に、大量のホタルが流されたとするA氏の主張に対しては、「7万匹もの幼虫が流されたら、網に引っかかるなどして発見できたはずだ」とする。板橋区は「特定の企業に便宜供与し、自らも営利事業に携わった」などとして、昨

年3月にA氏を懲戒免職処分とし、それと前後してホタル飼育の委託企業も変更した。新しい委託会社が飼育を継続した結果、2014年夏に200匹余りが成虫となった。

A氏が主張する2万匹とは大きな乖離があったことについて、井上課長は、「生息数調査の際に、大量の幼虫が流されたことにしないと説明がつかないので、そう言い張っているのだろう」と推測する。

板橋区は今後、A氏側に損害賠償を請求することも視野に入れている。

年5000万円投じた区長の責任

仮に板橋区が主張する通り、A氏がホタルを累代飼育していなかったとすると、これまでなぜその不正を見抜けなかったのかという疑問が残る。A氏は新聞やテレビで「ホタル飼育の第1人者」として扱われていた。その名声が、A氏に対する盲信につながっていたのかもしれない。

井上課長は、A氏が属人的に飼育技術をもっていることになっていたのも、長年、ホタル生態環境館から異動されなかった。そんな閉鎖的な環境の施設内で何が行われているのか、外部から伺い知ることができなかった」と反省する。

ホタル生態環境館を維持するために、板橋区は毎年4000万～5000万円の予算を投じてきた。A氏がホタルを累代飼育していなかったとすると、これまでの多額の公費をつぎ込んだ大義名分が立たないことになる。

区長を筆頭に、関係者の監督責任は小さくない。

以 上